

## 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に係る制度改正について

### 1 背景及び必要性

国はこれまでの「エネルギー使用の合理化等に関する法律」（以下、「省エネ法」という）を、さらにエネルギー消費が著しい建築物のエネルギー消費性能の向上を図るエネルギー消費性能向上計画の認定制度や、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の規制措置を講ずる「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下、「建築物省エネ法」という）に移行し、平成27年7月8日に制定された。平成28年4月1日の1年目施行に続き、平成29年4月1日より2年目施行がはじまる予定である。

### 2 新たな制度（2年目施行）の概要

省エネ法により省エネルギー計画書の届出がされているが、平成29年4月から省エネ基準適合が建築基準法に基づく建築確認手続きに連動し義務化され、まず2000㎡以上の非住宅建築物のエネルギー消費性能基準への適合制度が建築物省エネ法によりスタートする。

#### ① 省エネ適合性判定【新築】

建築物省エネ法第12条第1項（建築物の建築に関する申請）

#### ② 【計画変更】（軽微変更を含む）

建築主からの省エネ性能向上計画の申請により、板橋区はエネルギー消費性能基準への適合性を判定する。

### 3 その他

エネルギー消費性能基準への適合性判定等にあたり、手数料を徴収するため手数料条例の改正を行う必要がある。

### 4 今後の予定等

平成28年4月1日 省エネ計画認定制度開始（1年目施行）

平成29年1月27日 都市建設委員会へ報告

3月 手数料条例の改正について議案提出予定

平成29年4月1日 省エネ基準適合の義務化（2000㎡以上の非住宅）施行予定  
（2年目施行）